

記載例 定款変更認証申請書

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

岡山市長 様

提出の日

定款変更届出書と様式を間違えないように注意！
認証が必要な事項の変更はこちら。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者氏名 △△ △△
主たる事務所の所在地
電話番号 (××) ×××

定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

設立の認証申請の場合と同様に、2週間の縦覧を経て、申請書受理から2ヶ月半以内に所轄庁が認証又は不認証の決定を行いますので、注意してください。

記

変更する時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

- 1 変更の内容 定款第5条の特定非営利活動に係る事業の、物資無償運送事業を福祉有償運送事業へ変更する。新旧対照表は別紙のとおり。
- 2 変更の理由 地域のニーズに対応するため、福祉有償運送事業を行うこととしたため。

- 1 定款を変更する場合は、定款の定めにより社員総会を開き、変更事項について議決してください。
- 2 定款変更認証申請書を所轄庁へ提出してください。（所轄庁変更を伴わない場合）
提出の際は、添付書類を確認してください。
 - ・社員総会の議事録の謄本（コピー）（1部）
 - ・変更後の定款（2部）※特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類及びその他の事業に関する事項について定款変更を行う場合
 - ・定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
 - ・定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）
- 3 登記事項に変更が生じた場合には、認証決定の後に、事務所を管轄する法務局で変更登記を行う必要があります。

(別 紙)

変更後の定款
と一致させる

現行の定款と
一致させる

定款の新旧対照表

新	旧
(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① ○○○○○事業 ② ○○○○○事業 ③ <u>福祉有償運送事業</u> (2) その他の事業 ① ○○○○○事業	(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① ○○○○○事業 ② ○○○○○事業 ③ <u>物資無償運送事業</u> (2) その他の事業 ① ○○○○○事業

新旧共に変更箇所にアンダーラインを引く

【留意点】

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- ③ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）（1部）、変更後の定款（2部）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（2部）を添付すること。
- ④ 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか次の書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（1部）
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動計算書及び法第35条第1項の財産目録）